

事務連絡

令和3年3月19日

事業主様

千葉県トラック健康保険組合

届出様式等における押印の廃止について（お知らせ）

時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、当健康保険組合の事業運営につきまして、格段のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、厚生労働省より「押印を求める手続きの見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令等について」等の公布を受け、健康保険法施行規則の一部が改正され、一部届出を除き社会保険の届出及び保健事業の利用申請等における事業主等の押印が原則廃止となります。

記

1. 押印が廃止となる対象者

事業主、社会保険労務士、被保険者、被扶養者、受取代理人、医師及び助産師の押印

2. 従来通り押印が必要となる届出等

裏面をご参照下さい。

※1. 押印欄のある旧様式は引き続き使用できます。また、旧様式により提出される場合も押印は必要ありません。

※2. 訂正をする時は、二重線で抹消し正しい内容を記入して下さい。押印の必要はありませんが、内容確認を必要とする場合がありますのであらかじめご了承下さい。

<お問い合わせ先>

業務課 047-452-6661

従来通り押印が必要となる届出等

1. 保険料口座振替納付（変更）申出書の「金融機関のお届け印」及び「金融機関の確認印」
2. 高額療養費支給申請書、標準負担額減額認定申請書及び出産育児一時金の「市区町村長の証明印」
3. 受領委任方式による柔道整復療養費、償還払いによるはり・きゅう及びあん摩・マッサージの施術に係る療養費請求時の「施術者の押印」、「医師の証明印」
4. 治療用装具の療養費請求時の「医師の証明印」
5. 第三者行為の求償における以下の添付書類の印
 - ・事故発生状況報告書の「報告者の印」
 - ・診療報酬明細書の写し及び任意保険会社への照会に対する同意書の「被保険者、被扶養者の印」
 - ・交通事故証明書又は交通事故証明書入手不能理由書の「証明印」
6. 開示請求手続きにおける被保険者（または遺族）と任意代理人の間で取り交わす「委任状の押印」